(第4回協議会 [平成15年12月25日])提出 (第4回協議会 [平成15年12月25日])確認

協定項目 特別職の身分の取扱い

	100044602300403001
調整の内容	1 . 特別職の職員の設置・人数・任期については、法令等及び実情を考慮し、調整する。
調整の内容	2.特別職の報酬等については、合併時までに調整する。

協定項目 特別職の身	計分の取扱い	関係項目	任期 (No.1)
	1.町長、助役、収入役、教育長の任期等については、法令の定める 2.町議会議員及び農業委員会の委員の定数・任期については、別に 3.教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定で	こ協議する。	今の委員の数・任期については、法令の定めるところ
調整の具体的内容調整の具体的内容	による。 4.その他の特別職については、3町にすべて設置されていて、引き に調整する。		

5 . 特別職の報酬等については、現行報酬額及び同規模程度の自治体の例をもとに合併時までに調整する。

1 . 任期

具体的項目		白石町福富町		有明町
常勤の特別職		町長、助役、収入役、 教育 長		
町長	任期	平成14年10月20日~	平成15年 5月 1日~	平成15年 3月 1日~
шј Д	1工光/7	平成18年10月19日	平成19年 4月30日	平成19年 2月28日
助役	任期	平成15年11月12日~	平成15年 5月17日~	平成14年 4月 1日~
助拉		平成19年11月11日	平成19年 5月16日	平成18年 3月31日
収入役	任期	平成15年11月 7日~	平成15年 7月 1日~	平成15年 6月 1日~
487(19	江州	平成19年11月 6日	平成19年 6月30日	平成19年 5月31日
教育長	任期	平成12年 2月29日~	平成15年10月 1日~	平成14年10月 1日~
教育及	工規	平成16年 2月28日	平成19年 9月30日	平成18年 9月30日

監査委員			監査委員会の委員 2 名(議会選出者 1 名・識見者 1 名)、			
	識見者	任期	平成12年 9月30日~	平成15年 4月 1日~	平成12年 6月17日~	
			平成16年 9月29日	平成19年 3月31日	平成16年 6月16日	
	議会議員	任期	平成15年11月 4日~	平成15年 5月 2日~	平成12年 4月30日~	
	戚女戚貝	江州	平成19年10月19日	平成19年 4月30日	平成16年 4月29日	
選挙管理委員会			選挙管理員会の委員4名			
	委員 長		平成12年 9月22日~	平成12年 3月24日~	平成12年 9月30日~	
	女具以	任期	平成16年 9月21日	平成16年 3月23日	平成16年 9月29日	
	委員	員 任期	平成12年 9月22日~	平成12年 3月24日~	平成12年 9月30日~	
	女具		平成16年 9月21日	平成16年 3月23日	平成16年 9月29日	

内

至

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協	定 項 目 特別	職の身分	の取扱い		関係項目	任期(No
	具体的項目		白石町	福富町	有明町	
	教育委員会		教育委員会の委員5名			
	教育委員長	任期	平成13年10月22日~	平成12年10月 1日~	平成13年10月 1日~	
	教育安員次	[土州]	平成17年10月21日	平成16年 9月30日	平成17年 9月30日	
	委員長職務 代理	任期	平成14年10月 1日~	平成13年11月16日~	平成12年10月 1日~	
	代理	1170	平成18年 9月30日	平成17年11月15日	平成16年 9月30日	
凋	教育委員	任期	平成13年12月21日~	平成14年11月13日~	平成15年10月 1日~	
	TARKE	11777	平成17年12月20日	平成18年11月12日	平成19年 9月30日	
	教育委員	任期	平成13年 1月28日~	平成13年11月16日~	平成12年10月 1日~	
	教育委員	[土州]	平成17年 1月27日	平成17年11月15日	平成16年 9月30日	
		教育委員 任期	平成12年 2月29日~	平成15年10月 1日~	平成14年10月 1日~	
	教育長	任期	平成16年 2月28日	平成19年 9月30日	平成18年 9月30日	
	教育区	教育長任	平成12年 2月29日~	平成15年10月 1日~	平成14年10月 1日~	
		期	平成16年 2月28日	平成19年 9月30日	平成18年 9月30日	
整	固定資産評価審査委	員会	固定資産評価審査委員会の委員3	名		
	委員長	任期	平成13年 4月 1日~	平成13年11月 1日~	平成15年 4月 1日~	
	女貝尺	1工 207	平成16年 3月31日	平成16年10月31日	平成18年 3月31日	
			平成14年 4月 1日~	平成13年11月 1日~	平成13年 4月 1日~	
	委 員	任期	平成17年 3月31日	平成16年10月31日	平成16年 3月31日	
	X 5	11.77/1	平成15年 4月 1日~	平成15年 4月 1日~	平成14年 4月 1日~	
			平成18年 3月31日	平成18年 3月31日	平成17年 3月31日	
勺						
容						

協 定 項 目 特別職の身分の取扱い 関係項目 その他の特別職の委員

2 . その他の特別職の委員の例示一覧

具体的項目	白石町	福富町	有明町
	選挙長	選挙長	選挙長
	投票管理者	投票管理者	投票管理者
	開票管理者	開票管理者	開票管理者
	選挙立会人	選挙立会人	選挙立会人
	投票立会人	投票立会人	投票立会人
	開票立会人	開票立会人	開票立会人
	固定資産評価員	固定資産評価員	固定資産評価員
	特別職報酬等審議会委員	特別職報酬等審議会委員	特別職報酬等審議会委員
	総合開発計画審議会委員	総合開発計画審議会委員	総合開発計画審議会委員
	行財政調査委員会委員	行政改革推進委員会委員	行財政調査委員会委員
	情報公開審査委員会委員	情報公開審査委員会委員	情報公開審査委員会委員
	消防賞じゅつ金審査委員	消防賞じゅつ金審査委員	消防賞じゅつ金審査委員
	防災会議委員	防災会議委員	防災会議委員
	防 犯推進員	防 犯推進員	防 犯推進員
その他の特別 職の委員	防 犯推進協議会委員	防 犯推進協議会委員	防 犯推進協議会委員
戦の女員	水防協議会委員		水防協議会委員
	嘱託員	駐在員	嘱託員
	民生委員推薦会委員	民生委員推薦会委員	民生委員推薦会委員
	国民健康保険運営協議会委員	国民健康保険運営協議会委員	国民健康保険運営協議会委
		高齢社会総合対策推進委員	
		健康づくり推進協議会委員	健康づくり推進協議会委員
	予防接種健康被害調査委員会委員	予防接種健康被害調査委員会委員	予防接種健康被害調査委員会委
			高齡者保健福祉計画策定委
			人権擁護審議会委員
	農村総合整備計画審議会委員		
	標準小作料設定協議会委員	標準小作料設定協議会委員	標準小作料設定協議会委員
	農林漁業災害審議会委員		
	農業近代化連絡協議会委員		農業振興地域整備促進協議会委
	町有林巡視員		

白石町	福富町	有明町
	農村地域工業導入対策審議会委員	
		水道事業運営委員会委員
	下水道事業推進委員会委員	
	青少年問題協議会委員	青少年問題協議会委員
公民館運営審議会委員	公民館運営審議会委員	公民館運営審議会委員
社会教育委員会委員	社会教育委員	社会教育委員会委員
社会教育指導員	社会教育指導員	社会教育指導員
	育英学生候補者選考委員会委員	
		学校週5日制推進委員
適正就学指導委員会委員		適正就学指導委員
体育指導委員	体育指導委員	体育指導委員
文化財保護審議会委員		文化財保護審議会委員
学校給食センター運営委員会委員		
	幼稚園園長	
保育園園長	保育園園長	
	町医	
小中学校医	小中学校医	小中学校医
小中学校歯科医	小中学校歯科医	小中学校歯科医
小中学校薬剤師	小中学校薬剤師	小中学校薬剤師
保育園嘱託医・歯科医	保育園嘱託医	保育園嘱託医・歯科医
	幼稚園嘱託医	幼稚園嘱託医・歯科医
		産業医

容

協 定 項 目 特別職の身分の取扱い 【参考資料No.1】

【法令】

地方自治法 【抜粋】

市町村長

(知事及び市町村長)

第139条 〔第1項 省略〕

2 市町村に市町村長を置く。

(任期)

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

助役 〔第2項 省略〕

(副知事・助役の設置及びその定数)

第161条 [第1項 省略]

- 2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。
- 3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

(副知事及び助役の選任)

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(副知事及び助役の任期)

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中にお いてもこれを解職することができる。

収入役

(出納長・収入役及び副出納長・副収入役)

第168条 [第1項 省略]

- 2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその 事務を兼堂させることができる。
- 3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。
- 4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

〔第5項~第9項 省略〕

行政委員会の設置等

(委員会及び委員の設置・委員の兼職禁止等)

- 第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は左の通りである。
- 一 教育委員会

- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 四 監査委員

[第2項 省略]

- 3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
- 一 農業委員会
- 二 固定資産評価審査委員会

[第4項 省略]

5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定めがあるものを除く外、非常勤とする。

〔第6項~第8項 省略〕

(教育委員会の職務権限等)

第180条の8 教育委員会は、別に定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校 の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、 並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。

(選挙管理員会の設置及び組織)

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

(選挙管理員及び補充員の選挙)

- 第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識 見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。
- 2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから 委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様 とする。

〔第3項~第8項 省略〕

(任期)

- 第181条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。
- 2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 補充員の任期は、委員の任期による。

[第4項 省略]

協 定 項 目 特別職の身分の取扱い 【参考資料No.2】

(監査委員の設置及び定数)

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市にあつては 条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあつては2人とする。

(選任及び兼職の禁止)

- 第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本款に「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合においては、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。
- 2 議見を有する者のうちから選任される監査委員の数は、3人である普通地方公共団体にあつては少なくともその2人以上は、2人である普通地方公共団体にあつては少なくともその1人以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなかればならない。

〔第3項~第5項 省略〕

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議 員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間 は、その職を行うことを妨げない。

(その他の委員会の職務権限等)

第202条の2 [第1項~第4項 省略]

5 収用委員会は別に法律の定めるところにより土地の収用に関する裁決その他の事務を行い、海 区漁業調整員会又は内水面漁場管理委員会は別に法律の定めるところにより漁業調整のため必要 な指示その他の事務を行い、固定資産評価審査委員会は別に法律の定めるところにより固定資産 課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務を行う。

地方自治法施行令 【抜粋】

第4条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通公共団体の選挙管理委員は、 議会において選挙されるまでの間、従来の地域に属していた普通地方公共団体の選挙管理委員た る者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもつてこれを充てるものとする。ただ し、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者 の数が新たに設置される普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者をも つてこれを充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理 委員たる者若しくは選挙管理委員であつた者がないときは、第1項の2の規定による当該普通地 方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であつた者(これらの者がないときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者)のうちから選任した者をもつてこれに充てるものとする。

地方税法 【抜粋】

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

- 第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、 固定資産評価審査委員会を設置する。
- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定 資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長 が選任する
- 4 市町村は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補 欠の委員を選任しなければならない。
- 5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者 の発任期間とする。
- 7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによつて、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。
- 8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長 の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属してい た関係市町村の固定資産審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町 村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。
- 9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に召集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員の選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

協 定 項 目 特別職の身分の取扱い 【参考資料No.3】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 【抜粋】 教育長

(設置)

第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第23条に規定する事務の全部又は 一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市に加入するものの教育委員会にあつては6人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみ加入するもの(次条第3項及び第7条第2項から第4項までにおいて単に「町村」という。)の教育委員会にあつては3人の委員をもつて組織することができる。

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び 文化(以下単に「教育」という。)に関して識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、 議会の同意を得て、任命する。

「第2項 省略)

- 3 委員の任命については、そのうち3人以上(前条ただし書の規定により委員の数を3人とする 町村にあつては、2人以上)が同一の政党に所属することとなつてはならない。
- 4 地方公共団体の長は、第1項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業 等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未 成年後見人をいう。)である者が含まれるように努めなければならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(教育長)

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

- 2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者の うちから、教育委員会が任命する。
- 3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条、第28 条及び第29条の規定の適用を妨げない。
- 4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令 【抜粋】

第6章 市町村の配置分合があった場合の特例

(最初の委員の選任等)

- 第18条 市町村の設置があつた場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者(以下「市町村職務執行者」という。)が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなつたもののうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数にみたないときは、その不足する委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。
- 2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初 に行われる市町村長の選挙後最初に召集される議会の会期の末日まで在任するものとする。
- 3 新たに設置された市町村において、第1項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初 に招集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、市町村職務執行者が 召集する。

(最初の教育長の互選)

第19条 市町村の設置があつた場合においては、法第16条第2項の規定にかかわらず、最初に 法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員(法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。)のうちから定めた者を教育長とするものとする。

(最初に任命される委員の任期)

第20条 市町村の設置後最初に法第4条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法 第5条の規定にかかわらず、その定数が5人の場合にあつては、2人は4年、1人は3年、1人 は2年、1人は1年とし、その定数が3人の場合にあつては、1人は4年、1人は3年、1人は 2年とする。この場合においては、各委員の任期は、当該市町村長が定める。

(最初の教育委員会の招集)

第21条 新たに設置された市町村においては、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が 任命された後最初に召集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、当 該市町村の長が召集する。